

●事例紹介●

高等教育における障害者支援

～米国・英国・EUの動き～

広瀬 洋子

(メディア教育開発センター教授)

一 はじめに

特集・障害学生支援

わが国では、毎年、支援が必要と申し出る障害のある学生三、〇〇〇人が高等教育機関を受験し、そのうち約五〇〇人が入学している^(注1)。私立大学の統計では、大学・短大をあわせて約二、七〇〇人、これに国公立の大学および大学院を加えると現在、日本の大学には約三、〇〇〇人前後の障害学生が在籍していると推測される。米国では障害学生数は全体の一〇%、大学の支援の半数以上は学習障害支援であると言われている。筆者はここ数年來、米国はじめ欧州諸国の大学における障害者支援の国際会議に参加し、現地調査や教材ビデオ制作^(注2)にもあたってきたが、

先進諸国の大学における支援の比較は予想以上に困難を極める。その理由は第一に高等教育システムの多様さ、第二に障害の定義が一定でないことにある。しかし、眼を凝らして見てゆくと、いくつかの社会・政治的要素が、高等教育における障害者の在籍数と大きな関連があることが見て取れる。

本稿では、米国、英国、ヨーロッパ連合(EU)諸国における高等教育の障害者支援の背景と現在の動きを論考し、わが国の大学の障害者支援構築のための一助としたい。

二 米国における障害者支援の流れ

合衆国憲法は「すべての人間は平等に創られた」の理念

のもと、米国は建国から二〇〇年、平坦な道ではなかったが、奴隷解放、女性の参政権、黒人の隔離教育の撤廃や公民権の獲得などを実現させてきた。利潤追求を最大の価値とする米国型資本主義社会の中で、ADA（アメリカ人障害者差別禁止法・一九九〇）のような強制力のある法案が世界に先駆けて成立してきた背景には、障害者への人権的配慮が、米国の建国理念である「自由と平等」を体現する運動として成長した歴史を理解しなければならない。

二〇世紀初頭にかけて大都市を中心に通常の学校内に特殊学級が設けられるようになり、第二次世界大戦後にその数を増やしていった。一九五〇年代の障害児の就学率は五〇%であったが、一九六〇年代には、公民権獲得運動と呼応するように、障害児を就学させないという法律が憲法の平等規定と矛盾することが指摘され始めた。七〇年代にはカリフォルニア大学バークレー校の学生たちが始めた「障害者自立生活運動」に加えて、ベトナムから帰還したおびただしい数の負傷兵のために「リハビリテーション法五〇四条」（一九七三年）が成立した。教育の面でも統合教育が主流を占めるようになった。学齢教育としては、国の責任ですべての障害児に適切な公教育を保証する「全障害児教育法」（一九七五年）が制定され、子どものニーズにあった教育と交通サポートや作業療法などの関連サー

ビスが連邦政府から支出されるようになった。

この法律はその後改訂を経て、現在では「障害者教育法」となって統合教育を支えている。すべての障害をもつ子どものために、親・学校の教師・校長・診断の専門家・教育行政者がチームを組んで、個別教育計画（IEP）及び個別移行計画（ITP）を作成し、幼・小・中・高校からコミュニティカレッジや大学進学まで視野に含めた一貫したサポートシステムの整備に取り組んでいる。

一九九〇年には雇用、交通、公共施設、コミュニケーションシステム等の差別を禁止する包括的なADA法（障害をもつアメリカ人法）が成立した。福祉へ依存していた障害者に学習の機会を与え、就労を促進させ、自立したタックスペイヤーに成長させることが国家の利益に繋がるという考えが、時の共和党政権の価値観と合致したと言われている。また、この法律が運用される際に連邦政府の財政負担はゼロという形で進めたところに成功の鍵があるという意見も多い。

これによって大学が、障害を理由にした差別や配慮の欠如に対して、学生や職員から告訴され、大学側が敗訴した場合は、連邦政府からの大学全体への助成金配分にも影響を与えかねない事態となる。その上、場合によっては原告側への高額な賠償金支払い義務も生じる。このため障害者

への支援は、教育の機会平等、人権への配慮という道徳的な命題であると共に、大学経営にとって必要不可欠なものとなった。現在、米国のほとんどの大学では、障害者支援室が中心となった障害学生支援がなされているが、それとは別に、学内全体でADAが尊重されているかを内側から点検するADAコーディネータと呼ばれるポストも学長や副学長直属で作られていることにもその重要性が伺える。

二〇〇四年に二七回目の年次総会を迎えるAHEAD（American Higher Education and Disability）：米国の高等教育と障害者協会^{（注）}には、毎年、全米やカナダの多くの大学から研究者や支援コーディネータ、ADAコーディネータが送り込まれ、支援方法は法的解釈などに関する情報を共有するとともに、学習障害などへの対応など新しい課題についても積極的な議論が行われている。同じような法令のあるカナダやオーストラリアの高等教育機関においても米国とほぼ同様の支援が行われている。支援の質をめぐって大学間に格差はあるものの、強力な法の存在は大きい。

三 英国の大学における障害者支援

英国の高等教育といえば長い間オックスブリッジを中心にしたエリート型高等教育システムであり、一九六四年に

は大学数は四四校であった。八〇年代にサッチャー政権が経済的停滞から脱却するために「市場原理に基づく大学のマス化・ユニバーサル化」を打ち出し、九〇年代初頭には大学数を八〇数校に倍増した。

法的整備の面では、一九七〇年に「慢性疾患および障害者法」（Chronically Sick and Disabled Persons Act）が制定され、障害者に対する公共部門の設備やサービスとともに、大学においても施設整備や積極的な受け入れが指示された。一九八一年の「教育法」によって障害児への教育整備や専門教員の拡充がなされ、同年に制定された「障害者法」（Disabled Persons Act）のもと、交通機関や日常の移動においてのサービスが義務付けられ、障害者の社会参画への条件が整備された。米国のADAに刺激され一九九五年には、包括的な「障害者差別禁止法」（Disability Discrimination Act 95）が制定され、教育を含む多くの分野で障害を理由とした差別が法的に問われるようになった。

上述した大学のマス化、ユニバーサル化の流れと、九〇年代の世界的な障害者差別禁止法の広がりという潮流が合流して、ここ数年急ピッチで障害者支援システムが構築されている。なかでも高等教育機関にとって画期的なことは、イングランド高等教育財政カウンスル（HEFCE）から助成を受けるすべての高等教育機関に障害者に関する包括

的な報告書を三年ごとに公表することが義務付けられたことである。報告の項目には、障害者に対する政策、現状、支援、将来目標等が盛り込まれており、具体的な支援体制の強化が図られている。現在ではすべての大学に障害者支援が義務付けられ、それが満たされない場合に訴訟されるケースも増加している。

また欧州最大の遠隔教育大学であるオープンユニバーシティ(OOU)の存在も忘れてはならない。一九七〇年に設立したOOUは、「開かれた大学」を旗印に、従来の教育体制ではカバーできなかった人たちにBBCとの連携によるTVやラジオ授業を通じて、門戸を開放し続けてきた。なかでも、設立当初からの障害者の優先入学制度や、オルタナティブ教材による学習支援は特筆すべきものがあり、現在ではその多くがIT化され、在校生二〇万人中、毎年一六、〇〇〇名以上の障害者が、障害者支援局による様々なサービスを享受しながら学習を続けている。OOUの築いた支援システムの成果が現在、英国全土で展開されている大学での支援に役立っている。

四 動き出した欧州(EU)

米国と比べると欧州の障害者問題の取組は驚くほど遅

い。とくに大学における障害者支援の問題が表面化したのは八〇年代末から九〇年代初頭である。筆者は二〇〇四年夏にインスブルックで開催された「高等教育における障害者支援の国際会議」に参加し、欧州の新たな動きを体感した。四日間に及ぶこの会議は、一九九二年に始まり、一九九五年、一九九八年、二〇〇一年、二〇〇四年と五回開催され、欧州の二五か国に加え、北米、オーストラリア、ニュージーランド、インド、アフリカ、日本から総勢六〇余名の大学関係者の参加を得ている。「欧州は米国に二〇年は遅れている」と筆者に囁いた米国から参加したAHEAD会長の言葉が印象的であったが、EUが一九九一年となって障害者支援に取り組み、大学における支援の水準化と情報交換に力を入れようとする熱気が伝わってくるものであった。

欧州においては歴史的に高等教育自体がエリートのものであり、高等教育の定義が国によって異なる。さらにいえば、障害そのものの定義も多様である。一例をあげれば、学習障害のディスレキシア(難読症)に対する関心とサポートは、国境を挟むベルギーとフランス両国では歴史的にまったく異なる認識と対応をしてきた。よって、障害学生の実数を調べることも容易ではなく、ましてや欧州の大学間の障害者支援の比較はとうてい把握するに至らなかつ

た。しかし、スウェーデンでは、一九九三年から一九九九年までに障害学生は二二・五%増加し、フランスでは一九九三年から二〇〇〇年までに三、六〇一人から七、〇二九人というように増加傾向にあることは間違いない。

五 経済の統合・教育の統合

高等教育の障害者支援に対するEU諸国の熱意の現れとして、EU政府によって特殊教育分野の協力関係を強化する目的で設置された「特殊教育向上のための欧州機関」(European Agency for Development in Special Needs Education)の活動がある。高等教育では、科学や技術分野での人材交流を目的として、大規模な学生や教員の流動性を促進するエラスムス計画の存在が大きい。一九八七年から始まったこの計画は、二〇〇四年現在、年間約一〇万人の長期・短期の留学(参加国三〇か国、一、八〇〇校以上)が行われており、当初からの累計は約七五万人の学生と二二、〇〇〇人以上の教員の交流が行われている。これらの事業を成功させる上でも、各国間の学生支援の格差を是正することは必要不可欠な課題である。先に紹介した「特殊教育向上のための欧州機関」の高等教育部門では、障害のある学生

に『外国留学：障害学生のための欧州ガイド』(Studying Abroad, European Guides for Students with Disabilities)二〇〇四年にはEU内一七の国や地域の高等教育の障害者支援情報を網羅したデータベースをウェブ上で提供している(www.heagnet.org)(広瀬、二〇〇四)。EU政府によって二〇一〇年を目標に参加国全体の高等教育機関の学生サービス、障害者支援を共通の水準に底上げし、EUのどこにいても一定の支援が保障されることを目指している。経済の統合を目指すEUにとって、教育の統合、とくに高等教育における学生や研究者、教員の相互乗り入れは不可欠なものであるからだ。

六 おわりに…各国の相違の要因

以上、米国、欧州の状況を概観してきた。ここでは正確な数や制度の比較はできないが、各国の高等教育で学ぶ障害者の在籍数が、いくつかの社会・政治的要素と深い因果関係をもつことが見てとれる。第一に、世界的に見て国が政策として統合教育と分離教育のどちらを推進しているのかに由来する傾向がある。日本の比較でも明らかであるが、例えば、統合教育を採用するカナダ、オントリオ州の障害学生

フランスでは〇・三二%である。第二に、国の差別禁止政策に由来する傾向である。世界に先駆けて強力な法的拘束力を持つADAを制定した米国の高等教育は、機関による個々の支援内容に違いはあっても、総体としての支援システムにおいては世界一の水準を持っているだろう。欧州の障害者差別禁止関連の法律は、フランスでは一九九〇年、英国では一九九五年、ドイツは二〇〇二年に制定された。こうした法令を持つ国では財政援助も確立され、障害学生の増加は顕著である。一方、スイスのように法令が欠如している国では、高等教育への進学が権利として認められていないので、九〇%以上の障害学生が必要な支援を受けられない状況にある。第三には、大学における支援システムや内容に関連した傾向、第四には大学卒業後の社会の受け入れ体制も大きな影響を及ぼしていると思われる。

日本の現状を振り返ると、分離教育が主流であり、差別禁止法は制定されておらず、大学における支援システムも個々の大学が個別に奮闘するのみで、国家によるサポート体制は整備されていない。数が少ないゆえに大学を卒業した障害者が職場で働く姿がニュースとして扱われる状況である。一方で、日本の大学の教育や研究水準を世界水準の上位に押し上げることの重要性がさかんに叫ばれている。障害者への高等教育の充実が、世界的潮流となりつつある。

EUは大学の障害者支援を一定の水準に引き上げるために、十数年の歳月と膨大な予算をかけて取り組んでいる。日本の大学の国際化を考えた場合、このままでは、米国、カナダ、豪州、EUといった先進諸国の大学との間に、障害者支援や学生サービスの分野でますます大きな格差が生じてしまうだろう。後発といわれるEUの取組の中から、日本の高等教育の障害学生支援は多くのことが学べると思う。

【注】

(注1) 全国障害学生支援センター

<http://www.nscsd.jp/face.htm>

(注2) 広瀬洋子、高津直己(二〇〇三a)『教材ビデオU SA発 高等教育のバリアフリー(VHS三三分)』メディア

ア教育開発センター

(注3) AHEAD大会(American Higher Education and Disability: 高等教育と障害者協会) <http://www.ahlead.org>

【参考】

広瀬洋子研究室 <http://www.nime.ac.jp/hirose/>

EU www.hegnet.org の許諾を得て、日本語化したデータベースは、<http://www.nime.ac.jp/disable/> に記載されているので参照いただきたい。それぞれの国や地域の情報は、その国の言語で書かれているが、英語で翻訳された頁も用意されている。